第6回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

6月17日(金)午後1時30分から午後3時

2 開催場所

釧路地方裁判所 5 階第 1 会議室

- 3 出席者等
 - (1) 出席委員

栗林定正(釧路青年会議所) 酒井源樹(北海道教育大学教育学部釧路校) 佐藤正樹(釧路司法書士会) 平間育子(釧路女性団体協議会) 松実 寛(釧路消費者協会) 宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会) 矢島 收(北海道新聞釧路支社) 今 重一(釧路弁護士会) 片田信宏(釧路地方裁判所)

(2) 欠席委員

石井清行(北海道建築士事務所協会) 梅岡義幸(釧路市企画財政部) 藤田信宏(釧路地方検察庁)

(3) 説明者

小池信行(所長) 西田時弘(判事) 空井克憲(事務局長) 杉本正則(事務局長) 西亦敏廣(民事首席書記官) 宍戸健次(刑事首席書記官) 小路法雄(事務局次長)

(4) 庶 務

三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(総務課長) 菅原 克(総務課課長 補佐)

4 議事

(前任の委員長が転勤により不在となっていることから佐藤委員長代理による議事進行)

(1) 新任委員の紹介

平成17年4月1日付けで新たに地裁委員に委嘱された片田信宏氏(釧路地方裁判所民事部総括裁判官)及び平成17年4月20日付けで新たに地裁委員に委嘱された藤田信宏氏(釧路地方検察庁次席検事)を委員長代理が紹介し、 片田委員が次のとおり挨拶をした(藤田委員は欠席)。

「昨年4月に釧路地裁に赴任してきて,1年間この委員会の説明者席で皆様方の御意見を聞かせていただいておりました。

裁判員裁判制度に代表されますように刑事の分野では大きな改変期を迎えておりますが、私が担当しています民事の分野におきましても、専門的知識を要する訴訟等に専門委員制度を採り入れたり、昨年来からはDV法や破産法等の各種の制度が多数改正されているところであります。

これまで皆様の御意見を多数伺ってきましたが,その中で,裁判員に選任された場合に,どのように関与していくべきかなど貴重な御意見を賜りましたので,今後その辺のところを広報に活かしていかなければならないと感じております。今後とも皆様の貴重な御意見を賜りたいと思いますので,どうぞよろしくお願いいたします。」

(2) 委員長の選出等

委員から片田委員が推薦され,満場一致で片田委員を新委員長に選任し, 次のとおり挨拶があった。

「今期の任期としては,本日1回のみの委員会ではありますが,本日の議題であります「司法ネットと民事関係手続の利用の在り方」という問題は,従前,委員の皆様からも御意見がありましたように,一般の国民にとっては,紛争を抱えている場合にどこに相談に行けばいいのか,あるいはどんな機関に解決を求めた方がいいのか分からないという問題があり,民事事件でいうと,そもそもその入り口からしてよく分からないということだと思います。この辺のことが裁判所を分かりづらい,利用しづらくしている原因なのではないかと思っております。

本日はどうぞ皆様の貴重な御意見を賜りたいと思っておりますので,御協力の程よろしくお願いいたします。」

(3) 議題「司法ネットと民事関係手続の利用の在り方」について

(片田委員長による議事進行)

日本司法支援センター釧路地方準備会委員長である今委員から司法ネットについてのビデオ視聴後,机上配布された日本司法支援センターのパンフレット等に基づき概要説明があった。説明要旨は次のとおり。

ア 司法ネット構想

社会構造の変化,とりわけ規制緩和に伴って発生する様々な紛争の増大に対して司 法救済が一層重要になるであろうという基本的意識の下,日本の何処でも,何時でも, 誰でも法による紛争の解決に必要な情報,サービスを受けることができるようにしよ うということで紛争法律支援法という法律ができ,平成18年10月頃から本格稼働 される見込みである。

イ 日本司法支援センター

独立行政法人として東京に本部を置き,地方の実情にあったサービスを提供するため,全国50カ所の地域に地方事務所を設置する予定である。現在は,その立ち上げの準備のため,地方準備会を設立し,各地方でどういうサービスが提供できるかを検討しているところである。

釧路では,現在の法律扶助協会が移る形となるが,全く新しく設置され,業務も増えることから,最低でも5人は事務員を雇わなければならないし,弁護士もスタッフとして最低50人ぐらいは必要となる。その費用は独立行政法人ということで国が持つこととなる。

法務省の主管となるが、干渉や弁護士業務の独立を犯すのではないかとか当初は懸念されていたが、そうならないような仕組みになっているので、現在はそのような懸念は払拭されていると思う。

ウ 主な業務内容

情報提供業務 - 紛争解決のための情報提供等

国選刑事弁護業務 - 被疑者,被告人段階を通じ一貫した公的刑事弁護人の確保等司法過疎対策業務 - 司法過疎地域での法律サービスの提供,事務所の開設等犯罪被害者支援業務 - 専門機関等の情報提供や各種団体との連携強化等

民事法律扶助業務 - 法律扶助協会が行っている業務を受け継ぐ形の業務(パンフレット参照・現状の法律扶助協会の業務を紹介)

その他業務(30条2項業務) - 難民支援,中国残留孤児の国籍取得支援や少年保護事件援助等

エ 今後の課題

司法ネットの主な業務としては,上記のとおりであるが,その中心となるのが,情報提供業務(アクセスポイント)である。どこにつなげば最も適切なのかということを知らせることにあるが,まずは,釧路ならどんな団体がどのような情報提供をしているかを把握することから始めなければならない。そこで,先日アンケート調査をしたところ,400件近くもあり,そのうち司法ネットの窓口として登録してもらった団体が145団体であった。まだまだ漏れている団体が多数あると認識している。

更には必要な情報にたどり着くための基礎作りが大変である。例えば、貸金の相談一つとってみても、弁護士会だけでなく、司法書士会もやっていれば、消費者センターと か消費者協会とか貸金業団体自らもやっているなど、どこに提供していいかという問題 がある。

現在の案としては、コールセンターによる電話相談を考えているが、その相談件数は全国で年間100万件を超えるであろうと予想されており、コールセンターで前さばきをし、その後、答えきれないものにつき、地方事務所での相談に回すこととなる予定である。地方事務所での相談も情報提供であることから、基本的には地方事務所の事務員で行う。事務員は、司法の一定の知識を持った一定数の人材を確保しなければならず、法律相談員という資格を持っている人にやってもらうという方向も検討されている。しかし、釧路にどの程度その資格を持っている人がいるかすら分からないのが現状であり、非常に難しい課題を抱えている。

(4) 質疑応答・意見交換

委 員: 相談件数が全国で年間100万件を超えるとなると,釧路でも相談が殺到するであろうが,コールセンターあるいは地方事務所の開設準備をしている今の段階でどの程度進んでいるのか。また,相談者は匿名でも受け付けることとなるのか。

今委員: まだ,全然詰まった話になっていないのが現状。コールセンターで取り扱わさせるという意見が出たのもここ1,2ヶ月の話であり,どのようなスタッフ体制になるのか,どのような業務態勢になるのか,関心を持っているところである。現在,コールセンターのほかにインターネットでの相談やタッチパネルでの簡単操作による情報提供等あれこれ考えられているところでもある。また,9月16日にはプレ地方協議会を開催する予定であり,皆様の団体への呼びかけがあると思うので,ぜひ参加していただきたい。

委員: 大変いい制度だと思う。ただ,国民の意識が非常に大きな要因となろう。 きっと相談は殺到することとなるであろうから,かなり整理して始めないと さばききれないと思う。国民にどんどんPRしていく必要もあると思う。 また,裁判所では,相談で来庁した場合,相談窓口という総合的なものは ないのか,そして相談窓口や相談内容の振り分けについて,どのように説明 しているのか。

裁判所: まずホールに入ったら守衛が座っているので,そこで尋ねる人が多く,通常は1階の簡易裁判所で相談をしてもらうこととなる。そこで,相談内容に応じて説明することになるが,例えば,多重債務の相談であれば,調停,破産あるいは個人再生の手続のいずれかを選択してもらうこととなるので,それぞれのメリット,デメリットを説明して選んでもらう。破産及び個人再生の手続を選択するのであれば,3階の民事部受付の方で対応することとなる。更に,貸し手側からの相談であれば,支払督促,訴訟,調停等の選択肢を同様に説明して決めてもらうこととなり,請求金額に応じて簡易裁判所か地方裁判所で対応することとなる。

釧路の場合は,小規模な裁判所でもあり,総合的な窓口は設けておらず,それぞれの受付窓口で対応することとなる。札幌の場合だと受付相談センターという相談の総合窓口を設けており,いつでも相談できる体制を採っている。しかし,釧路では,現在のところそんなに多くの人が裁判所に来るということもないので,何とかやっているといったところである。

委員: 司法書士会でも少額サポートセンターというものがあり,昨年300件弱の問い合わせがあった。ほとんどが多重債務の相談であり,裁判所からの説明を聞いた後に,結局何を選んだらいいか分からないということで来ることが多い。

コールセンターや地方事務所の開設については,まだ具体的ではないとはいえ,そういう動きがあるということを知る事だけでも期待ができるし,意義深いことだと思う。ただ,相談ができるスタッフの確保が難しいと思うし,大都市であっても,専門家の相談対応者の数が確保されないと,司法過疎という問題が必ず出てくる。相談を聞いた後に受けてくれる人がいないという問題もでてくるであろう。

委員: 司法改革全体の中で,この司法ネットというのが,裁判員裁判制度や法科 大学院などの制度よりも市民生活に一番近いものだという感想を持ったが, どうして今までこの話題が大きく取り上げられてこなかったのか。

今委員: 先程もお話ししたように大変難しい制度であることと,PR不足であることも否めない。このような制度は,外国でも同様な制度があり,先進国の中では日本が一番遅れていると思う。

委員: 司法ネットができると,民事不介入が原則である警察も,多少は介入してくれることになるであろうと思うし,いいことだと思う。ただ,たくさんの相談窓口があるので,たらい回しになるのではないか,という疑問もある。スタート当初からスムーズにいくような体制作りをしておくことが大事だと思う。税金を使って業務にあたるということなので,あまり事務員など多くして欲しくはないという気持ちもある。

(5) 中間まとめ

委員長: 「今期の釧路地方裁判所委員会は,今回が最後の委員会開催であり,今期 の協議テーマについての実質審議の深まりや醸成がこれからという状況にな ってきたことから,次期委員会の構成員を今期の委員に再任していただくようお願いしているところである。そこで,今期の委員会を振り返り,これまでの経過を簡単にまとめたものを事務局から配布してもらい,それを中間まとめとしたい。内容について御意見があれば,事務局までお寄せいただき,次期第1回委員会の冒頭で,再度,確認していただくことにしたい。」

委員: 「2年間この委員としてやってきたが,委員会としてどういう使命を持ち, 委員として何をすべきかなど,自問自答し,何か心許なく,自信がないこと をやっているような気がしている。そこで,他の裁判所はどのようなテーマ でどのように行っているのか知りたいところである。北海道内だけでもいい ので,できれば紹介して欲しい。」

裁判所: 「できるだけ要望に応えたい。」

5 次回協議議題

委員長: 「次期委員会の協議テーマは,次期委員会の構成員で決定すべき事項であるが,先程申し上げたとおり,今期の継続であることから,次期の第1回委員会審議を円滑に行う目的の下に,本日,決定しておきたいと考えるが,いかがか。」

全委員: 「異議なし」

委員長: 「本日のテーマである「司法ネットと民事関係手続の利用の在り方」の議論を更に深めるテーマとすることでいかがか。具体的な協議議題については, 幹事会で決定し事前に連絡することにする。幹事会の構成員も今期と同様に 平間委員と佐藤委員でよろしいか。」

全委員: 「異議なし」

6 次回日程

平成17年11月24日(木)午後1時30分

7 退任委員等挨拶

(今期限りで,石井委員,栗林委員及び酒井委員の3人が退任されることから,退任委員から次のとおり挨拶があった。なお,石井委員は欠席)

栗林定正委員:「青年会議所の代表として,2年間委員を拝命し,やらせていただきました。裁判所がいかに尽力されているかも知ることができ,また委員の 皆様のレベルの高い話にも感服させられた思いです。

裁判員制度についても、もし選任されたら仕事の許す限り喜んで出席 するよう仲間にも勧めているところです。委員としての貴重なこの体験 をもっと多くの人にも参加させるべきだと思い、今回退任させていただきます。お世話になりました。」

酒井源樹委員:「来年4月に旭川校に転任することが決まり,今回で退任することとなりました。

裁判とはほとんど無縁な存在であった私にこの委員として声がかかったという事は、最近の裁判所の「より利用しやすい」という流れの一貫として、私が出させてもらっても、それなりに意義があるのかなと思い参加させてもらいました。色々な仕組みを教えてもらったし、今日は司

法ネットについても新しく教えてもらい,識見の高い委員の皆様の話も 聞けて,認識が非常に高まりました。

裁判員制度も間近に迫ってきていますが,アメリカの陪審制のように 評決の是非については色々ありますが,少なくとも自分がどういう風に 考えて評決をしたかをマスコミの前で述べている陪審員の姿をテレビで 映されていたのを見て,日本の裁判員の守秘義務との違いなども考えな がら見ることができました。旭川に行っても関心を持っていきたいと思 います。お世話になりました。」

(今回限りで,転勤により委員を解嘱される矢島委員からも次のとおり挨拶があった。)

矢島 收委員 「7月1日付けで札幌に異動が決まりましたので,わずか1年で退任することとなり大変申し訳ないと思います。思えば私が駆け出しの記者のころ裁判所に入ったことがありましたが,当時の裁判所と現在では,随分変わってきたなあと思います。これからも一市民として関心を持っていきたいと思います。短い間でしたが,ありがとうございました。」